



## 今週の専門用語

### 繰越欠損金の持込制限

連結納税制度では、適用開始又は連結納税グループ加入前に生じた繰越欠損金の利用を原則認めていない（＝繰越欠損金の持込み制限）。例外的に認められるのが「みなし連結欠損金」だが、かつてみなし連結欠損金は「連結親法人の欠損金」などごく限られたものしかなかった。しかし、平成22年度税制改正ではみなし連結欠損金の範囲が拡大され、親法人に5年超保有する100%子法人の欠損金や、親法人又は100%子法人により設立された100%子法人の欠損金などが加えられている。

### 国外財産調書制度

国外財産調書制度とは、その年の12月31日において5,000万円を超える国外財産を有する居住者については、当該国外財産の種類、数量、価額、その他必要な事項を記載した調書（国外財産調書）を翌年の3月15日までに所轄税務署長に提出することが義務付けられるもの。平成24年度改正で導入され、平成26年1月1日以後の提出分から適用される。平成25年度改正では、対象に国外金融機関にある国内有価証券が加えられる一方、国内金融機関にある外国有価証券が対象から除外された。

### 高額投資対応

税制抜本改革法は、医療機関等の高額投資に係る消費税負担に関して、新たに一定基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討する旨規定している。中医協分科会では、高額投資の消費税負担について、「他の診療行為と区分して」手当を行う場合、診療報酬の支払いとは別建ての仕組みを構築することが考えられるとし、その仕組みとして、必要な財源をプールして基金を造成し、医療機関等からの申請に基づいて審査・支給することを例示している。

09

ページ

35

ページ

40

ページ

From  
編集室

◆株式保有特定会社の25%基準の合理性が否定された判決を受け、国税庁は同基準を「25%」から「50%」に引き上げる方針を打ち出した。改正通達は5月1日まで行われる意見募集後に発遣される。発遣日から5年前の事実まで遡及適用がなされるため、実務に与える影響は甚大と言えるだろう。◆今回の裁判では25%基準の是非が問題となっていたが、裁判所が評価通達に合理性がないと踏み込んだ判断を示した点も注目される。◆実務家からは、合理性が疑問視される通達はほかにも存在すると指摘する声も挙がっている。今回の判決により通達の合理性が裁判所で争われる場面が増えそうだ。（SAK）

週刊T&A master 第494号

2013年4月8日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp